

第 4 回

富里市農業委員会議事録

令和 6 年 4 月 8 日（月）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第4回）

日 時 令和6年4月8日（月）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 3 議案第2号 農地法第5条の規定による計画変更承認申請について
 - 4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 5 議案第4号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 6 議案第5号 非農地判断について
 - 7 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

農業委員

出席（8名）

1番	関	利	之	2番	田	口	榮	一	
3番	秋	元	和	子	4番	森	田	孝	子
5番	伊	井	義	則	6番	塩	澤	英	一
7番	津	田	博	明	8番	相	川	克	義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和6年第4回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後1時25分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

秋元 和子 さん、森田 孝子 さん、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

秋元委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

秋元委員。

秋元委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は秋元です。

概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は親子です。申請理由として、農地を譲受け農業経営の一本化を図るとのことです。申請地の位置は、P U P U保育園より西へ進んだ300メートル位に位置しています。現況は花卉が植えられており、ほぼ草木が刈り込んでいました。また、進入路は確保されており、隣接農地との境界もありました。権利者の営農状況につきましては、市外に約4,500平方メートル耕作しており、労働力は世帯員3人、従事者3人です。農機具については一式完備しています。取得後の予定作物は花卉全般を栽培するとのことです。現在所有している農地は効率的に耕作されており、農業経営規模を縮小させる行為もありません。住所地から申請地までの距離は約1.5キロメートル程度、車で5分位のため通作が容易と認められます。耕作の一切を第三者へ委託する予定もありません。

以上のことから、効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2を議題とします。なお、本件については、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転3及び4と関連がありますので一括議題とします。採決は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2から4を分割して行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2から4について、秋元委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

秋元委員。

秋元委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は秋元です。

概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請理由として、権利者は経営規模拡大、義務者は離農によるものです。申請地の位置は、三区のリトルリーグ野球場の北西側に位置しています。現況は、綺麗にロータリーがされていました。また、隣接農地との境界もありました。進入路も市道に接続しており、第三者の権利もありません。権利者の営農状況は、自作地の畑約25,000平方メートルと借入地22,500平方メートルを耕作しています。労働力は世帯員7人で農業従事者4人、雇用は3人で今後2人増員予定とのことです。農機具については一式完備しています。購入予定地では、人参や大根、馬鈴薯を作付けする予定です。現在所有している農地は効率的に耕作されており、農業経営規模を縮小させる行為もありません。住所地から申請地までの距離は約400メートル程度、

車1分位で通作が容易と認められます。耕作の一切を第三者へ委託する予定もありません。

以上のことから、効率的に利用されると認められます。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転3について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請理由として、権利者は経営規模拡大、義務者は離農によるものです。申請地の位置は、三区のリトルリーグ野球場の北西側に位置しています。現況は、綺麗にロータリーがされていました。また、隣接農地との境界もありました。進入路も市道に接続しており、第三者の権利もありません。権利者の営農状況は、自作地約16,036平方メートルで植木が植えてありました。労働力は世帯員1人で農業従事者1人です。農機具については一式完備しています。購入予定地では、苗木と成木予定です。現在所有している農地は効率的に耕作されており、農業経営規模を縮小させる行為もありません。住所地と申請地は隣接しています。

以上のことから、効率的に利用されると認められます。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転4について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請理由として、権利者は自宅に近く耕作に便利のため経営規模拡大し収益を増やすため、義務者は離農によるものです。申請地の位置は、三区のリトルリーグ野球場の北西側に位置しています。現況は、綺麗にロータリーがされていました。また、隣接農地との境界もありました。進入路も市道に接続しており、第三者の権利もありません。権利者の営農状況は、自作地約30,848平方メートルと借入地20,711平方メートルを耕作しています。労働力は世帯員3人で農業従事者3人、雇用は1人です。農機具については一式完備しています。購入予定地では、人参や大根、ゴボウを作付けする予定です。現在所有している農地は効率的に耕作されており、農業経営規模を縮小させる行為もありません。住所地から申請地までの距離は約250メートル程度、車1分位で通作が容易と認められます。耕作の一切を第三者へ委託する予定もありません。

以上のことから、効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転3について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転4について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転5を議題とします。

田口委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田口委員。

田口委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転5について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は田口です。

概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請理由として、権利者は経営規模拡大、義務者は経営規模縮小によるものです。申請地の位置は、根本名小学校先の成田市三里塚地先付近の県道106号線の北側に位置しています。こちらの土地は土地改良区に属され、賦課金につきましては双方で了承がなされています。現況は竹林となっており、これを利用し取得後の予定作物はタケノコを栽培するとのことです。なお、権利者の営農状況につきましては、成田市農業委員会より約3,000平方メートルの営農証明が添付されておりました。また、農機具については一式完備しており、住所地と申請地は隣接しています。

以上のことから、効率的に利用されると認められます。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関 委 員 議長。

議 長 関委員。

関 委 員 はい、議長。

現況について確認します。篠竹ではなく食用になる竹が生えているのでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、議長。

現地を確認したところ、食用となる孟宗竹と思われるものを確認いたしました。

議 長 よろしいですか。

関 委 員 わかりました。

議 長 ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から4を議題とします。

なお、本件については、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1から4と関連がありますので一括議題とします。採決は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から4、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1から4を分割して行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から4、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1から4について、森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から4及び、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1から4と関連がありますので現地調査及び書類審査について一括して報告をいたします。

担当は森田です。

なお、本件は営農型太陽光発電設備の更新案件になります。まず、農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から4について、概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地は、大和ニュータウン隣接地になります。前面道路は市道で進入路は確保されています。事業の概要は、営農型太陽光発電設備の継続に係る区分地上権設定ですので、耕作状況については割愛いたしますが、現地は管理がされており柵が定植され順調に育っていました。

次に、農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1から4について、概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地につきましては、先程の区分地上権設定と同様です。本件は営農型太陽光発電設備の更新案件であるため、施設は設置済みのため追加の工事費等は発生しません。農地復元に関する書類や撤去費用等の確認もとれています。なお、設備は適正に運用されていました。

以上のことから、許可相当であると考えます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

塩澤委員 議長。

議長 塩澤委員。

塩澤委員 はい、議長。

719番地台の場所について確認します。地番が離れているようですが、ここにも太陽光があるのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 はい、議長。

参考資料でも図面上分割されてしまっていますが、実際は隣り合わせで一体利用として活用されています、わかりにくく申し訳ございませんでした。

議長 よろしいですか。

塩澤委員 わかりました。

議長 ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定2について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定3について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定4について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定2について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定3について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定4について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から4については、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1から4について、千葉県知事による許可・不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議題第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から4を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し、交付することとします。

議長 次に 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定5を議題とします。

なお、本件については、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う貸借権設定1と関連がありますので一括議題とします。採決は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う貸借権設定1を分割して行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う貸借権設定1について、田口委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

田口委員。

田口委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定5及び、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う貸借権設定1につ

いて、関連がありますので現地調査及び書類審査について一括して報告をいたします。

担当は田口です。

なお、本件は営農型太陽光発電設備の更新案件になります。まず、農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定5について、概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は関連会社です。申請地は、南部共同利用施設の南側になります。前面道路は市道で進入路は確保されています。事業の概要は、営農型太陽光発電設備の継続に係る区分地上権設定です。耕作状況について、現地は管理がされておりブルーベリーが順調に育っていました。

次に、農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1について、概要は議案書のとおりです。申請地につきましては、先程の区分地上権設定と同様です。本件は営農型太陽光発電設備の更新案件であり、施設は設置済みのため追加の工事費等は発生しません。農地復元に関する書類や撤去費用等の確認もとれています。なお、設備は適正に運用されておりました。

以上のことから、許可相当であると考えます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定5について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定5については、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1について、千葉県知事による許可・不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議題第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定5を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し、交付することとします。

議 長 次に 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は森田です。

概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請理由として、権利者は経営規模拡大、義務者は権利者の要望によるものです。元は営農型太陽光をしていた会社の倒産により引き継ぐものです。申請地の位置は、南小学校から南に500メートル程進み、新井商店の手前に位置しています。現況はアシタバが植えてありました。また、隣接農地との境界もありました。進入路も市道に接続しており、第三者の権利もありません。賃貸価格は年総額1万円で、権利者の法人謄本、定款を確認したところ、事業目的として農産物の生産、加工、管理、販売でありました。また、太田市の認定農業者である旨の認定書も添付されておりました。権利者の営農状況は、畑作で長ネギ、トウモロコシ、アシタバを生産しており、経営規模は7,397平米メートルを耕作しています。申請地ではアシタバを作付けする予定です。労働力は農業従事者4人、従事日数は150から250日です。農機具については一式完備しています。現在所有している農地は効率的に耕作されており、農

業経営規模を縮小させる行為もありません。住所地から申請地までの距離は約70キロメートル、車で1時間30分位です。耕作の一切を第三者へ委託する予定もありません。

以上のことから、効率的に利用されると認められます。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定6を議題とします。

なお、本件については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定2と関連がありますので一括議題とします。採決は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定6、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定2を分割して行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定6、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定2について、関委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

関委員。

関委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定6、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定2について、関連がありますので現地調査及び書類審査について、一括して報告をいたします。

担当は関です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。申請地は、三区の新井商店から北西に約200メートルに位置します。農地区分は第1種農地です。今回の申請内容は当初計画事業者が倒産のため、事業継続が困難となったことによるものです。営農型太陽光でアシタバの栽培を継承するそうです。申請内容や添付書類も含め完備しておりましたので、許可相当と思われます。以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより順番が変動しますが、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定6について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定2について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定6については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1及び、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定2について、千葉県知事による許可・不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議題第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定6を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し、交付することとします。

議長 次に 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

なお、本件については、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転2と関連がありますので一括議題とします。採決は、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1及び2の一括採決といたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1から2について、関委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

関委員。

関委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1から2について、関連がありますので現地調査及び書類審査について、一括して報告をいたします。

担当は関です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。申請地は、JA富里市二重堀地先出荷場の隣接で既存の宅地造成地の一画となります。農地区分は農地の広がり10ヘクタール以上ありますので第1種農地になります。転用事由は、専用住宅で建築面積72.45平方メートル、汚水、雑排水は合併浄化槽5人槽の宅地内処理となります。雨水は雨水浸透枳を6箇所、飲み水は井戸を利用します。資金計画については、借入金の証明等で事業総額より多いことを確認しました。第1種農地ではありますが、既存の宅地造成地であり農地として活用出来ないことから許可相当と思われます。以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1及び2を一括採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第4号

議 長 次に、日程第5 議案第4号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第4号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について御説明します。本案件につきましては、租税特別措置法施行令の規定により、令和6年3月18日付けにて、申請者より農業委員会に対して贈与税の納税猶予に関する適格者の適否についての証明を依頼されたものです。内容につきましては、次第の22ページに記載のとおりです。なお、現地の耕作状況に関しましては、4月4日審査会参加の相川会長、田口委員、秋元委員、森田委員にも確認いただいております、丁寧に耕作されておりました。本件は耕作の状況から、租税特別措置法施行令における適格者であると考え、証明書の発行について御審議をお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関 委 員 議長。

議 長 関委員。

関 委 員 はい、議長。

議案に記載されています、現況山林地番について確認します。現況は畑でしょうか。

議 長 事務局。

事務局 はい、議長。

委員の皆様にも確認いただきましたが、綺麗に畑として耕作されていました。以上です。

議長 よろしいですか。

関委員 わかりました。

議長 ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認と決定しました。

◎議案第5号

議長 日程第6 議案第5号 非農地判断についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい議長。

議案第5号 非農地判断について御説明します。国の通知において、利用状況調査の結果、すでに森林の様相を呈するなど農業上の利用を図ることが見込まれない農地があった場合に、農業委員会は当該農地について農地に該当しない旨の判断を行った上で、農地台帳から除外することとされています。

次第の23ページに記載の土地2筆については、過去の利用状況調査で現況公衆用道路と確認しており、農地としての再生利用が困難であると思われるので、非農地とするのが相当と思われる。

なお、参考でございますが、法務局に確認しましたところ、1については公図がありませんでした。公図につきましては、法務局へ問い合わせたところ、市道の一部であると思われるが、場所の特定ができないとの回答がありました。登記簿謄本が実在することから、閉鎖登記簿等から追って、公図の訂正を行えないものかと協議済みです。今回の非農地判断で承認されれば、市道の一部であるとして、農地台帳から削除するもので非農地と

するのが相当と思われます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

議 長 よろしいですか。

関 委員 議長。

議 長 関委員。

関 委員 登記簿謄本が実在することが確認でき、法務局との協議もわかりました。前回の総会に引続き、今後も事務局の適正な調査を望みます。また、来年に向け1つ提案として、市名義の公共用地が非農地判断として該当できるのか、県に確認願います。何箇所か把握していますのでよろしくお願ひします。回答は結構です。

議 長 ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認と決定します。

◎議案第6号

議 長 次に、日程第7 議案第6号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について御説明いたします。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和6年3月25日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についてを依頼されたものです。内容につきましては、次第の25ページに3年新規、26ページに6年新規となっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の

規定により、なお従前の例によるとされた同法による改正前の各要件を満たしているもの
と考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認と決定しました。

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後 2 時19分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員